

基準認証等に係る個別措置事項

1 共通的な指針に基づく見直し

(1) 自己確認化等

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|--------------------------------------|---|-------------------------|-----------------------------|--------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入 (総務省) | 電話機やモデム等の通信端末機器の技術基準適合認定制度及びPHS等の特定無線設備の技術基準適合証明制度については、諸外国の制度との整合性を図る観点から、回収命令、罰則強化などの事後措置の拡充強化を前提とした自己適合宣言制度の導入について、引き続き対象分野の特性を踏まえて検討する。 | 重点・基準(1) 〔計画・基準1(1)〕 | | 検討(結論) | |
| 危険物施設の保安検査 (総務省) <危険オ bの再掲> | 危険物施設の保安検査について、優良事業所については、自主検査を含め、危険物施設の適切な管理が維持されるよう更なるインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について検討する。 | 計画・基準1(1) | 検査周期を延長するインセンティブ制度の結論を踏まえ検討 | | |
| 超音波診断装置の薬事法に基づく申請 (厚生労働省) | 超音波診断装置の薬事法に基づく申請について、一定の要件を満たしている場合には、当該企業が行う安全性試験検査データをもって、公的機関の検査データに代えることを可能にすることについて検討する。 | 計画・基準1(1) | 検討 | 結論 | |
| ボイラー等の検査 (厚生労働省) <危険工の再掲> | a ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討する。 | 計画・基準1(1) | 原則として、15年度中に実施 | | |
| | b 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」に規定した登録機関による実施について検討する。 | 要望等 | 原則として、15年度中に実施 | | |

(2) 国の代行機関(指定検査機関等)

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|--------------------|---|-----------|---------|----------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 気象測器の検定 (国土交通省) | 気象測器の検定については、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人(営利法人を含む。)が検定を行うことができる制度を導入す | 計画・基準1(2) | 法案成立、公布 | 措置(4月施行) | |

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|-----------|---|-----------|--------|--------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| <運輸オ の再掲> | るとともに、検定の実施方法の簡素化を図る。 【気象業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第47号)】 | | | | |

(3) 性能規定化

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|---|--|-------------|---------------------|-----------|------------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 危険物施設の保安検査 (総務省) <危険オ c の再掲> | 危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、結論を得る。 | 計画・基準 1 (3) | 検討 | 検討 | 検討 (結論) |
| 石油コンビナートの防災資機材の基準 (総務省) <危険力 の再掲> | 石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所(一定量以上の危険物等を貯蔵又は取り扱う事業所)に備え付けなければならないこととされている防災資機材(化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等)については、政令においてその具体的な仕様が規定されているが、この基準について随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置する。 | 計画・基準 1 (3) | 随時 | | |
| 鉄道軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 (国土交通省) <運輸オ の再掲> | 鉄道軌道上を交差する特別高圧送電線について、鉄道又は軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。 【平成13年国土交通省令第151号】 | 計画・基準 1 (3) | 鉄道について措置済 (3月施行) | 軌道について検討 | |
| ボイラー及び第一種圧力容器の検査基準 (厚生労働省) <危険工 a の再掲> | 仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、性能規定化を完了する。 | 計画・基準 1 (3) | 検討 | 検討(結論)・措置 | |

(4) 国際的整合化

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|--|---|-------------|---|-------------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 非常信号用具の取付位置要件の緩和 (国土交通省) ↳運輸の再掲 | 自動車用の非常信号用具の取付位置については、現在運転席から見える位置とされているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。 | 計画・基準 1 (4) | 検討 | 検討 | |
| 回転式助手席及び脱着式シート取扱要件の緩和 (国土交通省) ↳運輸の再掲 | 我が国では、事故時の乗員保護の観点から、シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない回転式又は脱着式シートを認めていないため、シートを前方に向けた状態で基準を満たせば認めている E E C 基準に適合した自動車の販売が不可能となっているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。 | 計画・基準 1 (4) | 検討 | 検討 | |
| フォークリフトの速度制限の緩和 (国土交通省) ↳運輸の再掲 | 車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。 | 計画・基準 1 (4) | 検討 (13年度以降) | | |
| 自動車装置の相互承認の拡大 (国土交通省) | 日本での安全の確保及び環境の保全に十分配慮しつつ、関係業界の要望も踏まえて、日本の基準と車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則との整合化作業を進め、相互承認による負担の軽減等効果が大きいものから採用を拡大する。 【平成13年国土交通省令第94号】 | 計画・基準 1 (4) | 逐次実施 | | |
| 通信端末機器等及び電気製品に関する相互承認の積極的推進 (総務省、経済産業省、外務省) | 通信端末機器等及び電気製品について、輸出入の円滑化を図る観点から、技術・検査体制等の同等性の確保に配慮しつつ、必要に応じて、諸外国との間で相互承認を実施する。 (第154回国会に関係法案提出) | 要望等 | 一部措置済(日 EC 間 1 月 協 定 発 効 及 び 法 律 施 行) (日星間 1 月 協 定 署 名、 2 月 法 案 提 出) | 必要に応じて検討・措置 | |

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|---|--|------------------|--------------------------------|--------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し (厚生労働省) ↳流通ウの再掲 | 化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際統合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。 【平成13年厚生労働省告示第158号及び告示第234号】 | 計画・基準 1 (4) | 逐次実施 | | |
| 栄養補助食品に係る規制緩和 (厚生労働省) ↳流通ウの再掲 | いわゆる栄養補助食品について、パブリックコメント等を通じ、内外の意見も聴きながら、できる限り国際的な制度との統合化を図る。 【平成13年厚生労働省令第43号】 | 計画・基準 1 (4) | 措置済 (4月施行) | | |
| 医薬品等の製造に係るGMP基準 (厚生労働省) | a 医薬品、医療用具について、日米欧間でGMP (Good Manufacturing Practice: 製造管理及び品質管理に関する基準)の同等性や査察技術の同等性などを確認し、GMP相互承認を実施する。 【「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」(平成13年条約第11号)】 | 計画・基準 1 (4) a | 交渉結果を踏まえ速やかに実施 | | |
| | b アジア諸国等に対し、医薬品の製造管理に関する技術協力を推進するとともに、その製造管理技術の向上を踏まえつつ、GMP相互承認を実施する。 | 計画・基準 1 (4) b | 外国からの要請を受けて対応 | | |
| 医療用具の製造の承認 (厚生労働省) | a 日米欧の医療用具に係る規制について、承認の不要の範囲を含め、国際的な統合化を推進する。 | 計画・基準 1 (4) a | 医療用具国際統合化会合に参画し、その結果を踏まえ速やかに措置 | | |
| | b 諸外国から医療用具に関する相互承認協議の要請があった場合には、その推進について積極的に対応する。 | 計画・基準 1 (4) b | 要請を受けて対応 | | |
| 医療用具の承認申請時の臨床試験データ要否の区分に関する国際統合化 (厚生労働省) | EUにおいて始められている医療用具の分類・名称の国際統一のための協議会(GMDNプロジェクト)に積極的に参加し、国際統一を早期に行うべく提案を行う。 | 計画・基準 1 (4) | 逐次実施 | | |

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|---|--|-------------|-------------------|--------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| GLP基準の確認申請手続 (厚生労働省、農林水産省、経済産業省) | 各GLP基準の確認申請手続の簡素化について、関係省庁間で協議の上、検討する。 | 計画・基準 1 (4) | 検討 | 措置 | |
| EMC基準の国際規格への整合化 (経済産業省) | EMC (Electro-Magnetic Compatibility : 他の電気機器からの電磁妨害耐性)に関する技術基準を、現在の国際規格に整合化する。 【電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準(平成14年3月18日策定)】 | 計画・基準 1 (4) | 措置済 | | |
| JIS規格の整備 (経済産業省) | 技術基準の性能規定化に併せて、必要に応じ、その基準に適合する仕様の例として活用できるようJIS規格の整備を行うとともに、適切な民間規格、外国規格が整備されている場合には、同様にそれらの活用を図る。 | 計画・基準 1 (4) | 必要に応じ実施 | | |
| ねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間 (厚生労働省) | 外国政府が発給したねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間の見直しの必要性については、現在世界保健機関で行われている国際保健規則の見直しの結果を踏まえて検討する。 | 計画・基準 1 (4) | 国際保健規則の見直しを踏まえて検討 | | |
| 強制法規担当部局と任意分野における適合性評価機関とのネットワークの構築 (関係府省) | 国際規格・国際ガイド等について強制法規担当部局が理解を深め、また、強制法規の適合性評価において、適切な場合における任意の適合性評価の結果の活用等についての意見交換、強制法規担当部局の意見を国際規格やガイドの策定に反映させる等のため、強制法規担当部局と任意分野における総合適正評価機関が参加して、適合性評価制度を利用する観点から、国際規格・国際ガイドに対する意見の取りまとめや情報交換を行う場(ネットワーク)を平成13年(2001年)中に設置する。 【日本工業標準調査会適合評価部会に国内システム専門委員会を設置(平成13年6月)】 | 計画・基準 1 (4) | 措置済 | | |

(5) 検査代行機関の指定要件等

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|---------------------------------------|---|-------------|----------------|------------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 特定無線設備の技術基準適合証明 (総務省) | 特定無線設備の技術基準適合証明を行う指定証明機関について、これを民法第34条法人に限定することについて見直すこととし、併せて公正中立性を確保するための要件等を整備するべく、法改正等所要の措置を講ずる。 【電波法の一部を改正する法律(平成13年法律第48号)】 | 計画・基準 1 (5) | 措置済 (7月施行) | | |
| 端末機器の技術基準適合認定 (総務省) | 端末機器の技術基準適合認定を行う指定認定機関について、これを民法第34条法人に限定することについて見直すこととし、併せて公正中立性を確保するための要件等を整備するべく、法改正等所要の措置を講ずる。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】 | 計画・基準 1 (5) | 措置済 (11月施行) | | |
| 消防用機械器具の検定 (総務省) ＜危険オの再掲＞ | 消防用機械器具の検定を行う指定検査機関の公益法人要件を撤廃する。 (第154回国会に関係法案を提出) | 計画・基準 1 (5) | 法案提出 | 法案成立後公布、施行 | |
| 高圧ガス製造施設等の検査 (経済産業省) ＜危険イの再掲＞ | 指定代行機関や優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、技術の進歩等に応じて、その指定基準や認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。 【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第55号)、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第56号)、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第57号)、冷凍保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第58号)】 | 計画・基準 1 (5) | 随時 | | |
| ボイラー等の特定機械等の検査 (厚生労働省) ＜危険エの再掲＞ | ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等(特定機械等)の検査等に係る検査代行機関について、ワンストップサービス化の実現に向け、指定条件の見直し作業を行う。 【平成14年3月厚生労働省労働基準局通達】 | 計画・基準 1 (5) | 措置済 | | |
| 浄化槽の検査 (環境省) | 浄化槽検査の受検率向上に向けて、営利法人への浄化槽検査業務の開放についての検討の結果を踏まえ、実効的な対応策を早急に講ずる。 | 計画・基準 1 (5) | 措置済 | | |

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|---------------------|--|-------------|--------|--------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 食鳥検査の在り方 (厚生労働省) | 食鳥検査については、国及び都道府県に設置された食肉・食鳥処理問題調整協議会(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)を活用し、より柔軟な検査体制の推進を含め、検査の在り方について検討する。 | 計画・基準 1 (5) | 措置済 | | |

(6) 重複検査の排除

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|---------------------------------|--|-------------|--------|--------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 強制法規と工業標準化法との重複検査の排除 (経済産業省) | 強制法規及び工業標準化法の各指定・認定機関等について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証体制を構築する。 | 計画・基準 1 (6) | 逐次実施 | | |

2 その他(検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化)

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|---|---|-----------|--------|--------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 危険物施設の検査周期の延長 (総務省) <危険オ a の再掲> | 危険物施設の保安検査について、優良事業所について検査周期を延長するインセンティブの導入に関し、検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法の導入が可能なものについては、安全性を損なわないことを前提に具体的な基準の検討を行い、所要の措置を講ずる。 | 計画・基準 2 | 検討 | 検討(結論) | 措置 |
| 高圧ガス保安法における保安検査周期の延長 (経済産業省) <危険イ の再掲> | 年1回の保安検査を義務付けられている高圧ガス設備の保安検査について、設備の保安管理体制等が優秀であるとの大臣の認定を受けた者に設備を稼働した状態で保安検査を自ら行うことを可能とする現行制度について、産業界全体に今一度周知を図り、一層の制度活用を促す。 | 計画・基準 2 | 措置済 | | |
| ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査周期の延長 (厚生労働省) <危険工 b の再掲> | 1年以内ごとに性能検査を受けなければならないボイラー及び第一種圧力容器について、設備の安全管理体制が優秀であると労働基準監督署長の認定を受けた者は設備を停止して行う開放検査の周期を2年とすることが可能である現行制度について、趣旨、手続、審査基準等について今一度広く周知を図り、一層の制度活用を促す。 | 計画・基準 2 | 一部措置済 | 措置 | |

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|---|---|----------------------|---------------|---------------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 電気事業法と労働安全衛生法におけるボイラーの基準等の統一 (経済産業省、厚生労働省) | ボイラーの構造基準のうち例えば安全弁の容量の算定方法などでボイラーの種類、規模、圧力等からみて規定の整合化の観点から共通的に適用が可能と考えられる部分がないか、検討する。 | 計画・基準2 | 検討 | 措置 | |
| J I S 制度の改善 (経済産業省及び関係府省) | 関係府省が連携して可能な限りJ I S 規格と技術基準、政府調達の調達基準等との整合化を図る。 | 計画・基準2 | 検討 | 今後継続的に検討・逐次実施 | |
| 長距離パイプラインに係る規制 (経済産業省) 〈危険力の再掲〉 | 長距離パイプラインに係る適用法規の在り方、技術基準等について、安全の確保等を踏まえつつ検討する。 | 計画・基準2 | 検討 | | |
| 電気用品安全法における近接表示禁止規定の廃止 (経済産業省) | 電気用品安全法における他法の表示事項の近接表示禁止規定を廃止する。 【電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令(平成13年経済産業省令第20号)】 | 計画・基準2 | 措置済 (4月施行) | | |
| タンクローリーに関する規制緩和 (総務省) 〈危険オの再掲〉 | 移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討する。 | 計画・基準2 | 検討 | 検討(結論) | |
| 電気用品安全法に関する規制の見直し (経済産業省) | a 平成13年4月からは(平成11年法改正)、それまで型式区分による届出が不要であった特定電気用品以外の電気用品について届出義務を付加しており、事業者の負担は増している。行政による立入検査などの事業者の調査に必要な区分等、法の目的に照らし必要最小限の規制となるよう、型式区分の記載内容の合理的な変更を検討する。 | 重点・基準(2) 〔計画・基準2〕 | 速やかに検討 | | |
| | b 電気用品に関する国際的な技術基準は、技術の進展等に伴い改訂が進められており、現行の国内基準については、現在、鋭意整合化作業が行われ | | 措置済 | | |

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|--|--|-----------|--------|--------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| | <p>ているところであり、速やかにその整合化を図る。 【電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準(平成14年3月18日策定)】</p> <p>c さらに今後においても、国際基準の動向を踏まえ、タイムリーな改訂による国際整合化を図っていく。</p> | | | | |
| 医薬品等の製造業等の許可申請 (厚生労働省) | <p>医薬品等の製造業等における分置倉庫について、隣接都道府県における設置を認めることについて検討する。 【平成13年3月厚生労働省医薬局長通知】</p> | 計画・基準2 | 措置済 | | |
| 医薬部外品の承認基準の拡充 (厚生労働省) | <p>医薬部外品で、いまだ承認基準が作成されていない育毛剤、腋臭防止剤などにも承認基準制度を導入し、承認審査の迅速化を図る。</p> | 要望等 | | 逐次実施 | |
| 対外診断薬に係る承認制度対象範囲の見直し (厚生労働省) | <p>現在医薬品として取り扱われている対外診断薬について、保健衛生上のリスクの低いものについては、承認不要基準等を設定することにより、承認を不要とする。</p> | 要望等 | | 措置 | |
| 医療用具に係る申請区分の明確化 (厚生労働省) | <p>医療用具の製造・輸入の承認申請については、新医療用具、改良医療用具、後発医療用具の区分が定められているが、承認審査の迅速化を図るため、医療用具に係る申請区分を明確化する。</p> | 要望等 | | 措置 | |
| 化審法における医薬中間物に係る規制の見直し (厚生労働省、経済産業省、環境省) | <p>海外で製造が認められた医薬品の中間物として新規化学物質を国内で製造し、全量を海外向けに輸出することにより国内に残留することがない場合は、国内向け医薬品中間物と同様に、化審法に基づく届出等の規制を免除する。</p> | 要望等 | | 検討・結論 | |
| エレベーターの製造許可 (厚生労働省) | <p>労働安全衛生法に基づくエレベーターの製造許可については、申請者の負担軽減の観点から、製造許可手続の簡素化について検討する。</p> | 計画・基準2 | 検討 | 結論・措置 | |
| ボイラーの遠隔制御についての基準 (厚生労働省) | <p>ボイラーの遠隔制御についての基準について、安全性を損なわない範囲で、対象となる遠隔制御方式ボイラーの基準、点検基準等について見直しを図る。</p> | 計画・基準2 | 検討 | 措置 | |

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|---------------------------------------|---|-----------|---------------|--------|----------------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 簡易専用水道の検査 (厚生労働省) | 簡易専用水道(会社やマンション等で、受水槽を設け、各戸に水を供給するもの)について、その検査を含む管理に関する規制全体を見渡した上で、より実効的な水質確保がなされるよう、所要の措置を的確に講ずる。 【水道法の一部を改正する法律(平成13年法律第100号)】 | 計画・基準2 | 措置済 (7月施行) | | |
| ポルトランドセメントの規格の緩和 (経済産業省、国土交通省) | ポルトランドセメントの規格に関し、0.02%以下とされている塩化物イオン量の見直しについて検討する。 | 要望等 | | 検討・結論 | |
| 繊維製品を対象にしたホルムアルデヒド測定方法の見直し (厚生労働省) | ベビー服等繊維製品を対象としたホルムアルデヒド含有基準について、検出機器の性能向上等を踏まえ、ホルムアルデヒドの測定方法を見直す。 | 要望等 | | 検討・結論 | |
| 毒物及び劇物のタンクコンテナに関する基準の見直し (厚生労働省) | 毒物及び劇物取締法施行令に基づく容器(タンクコンテナ)の容量規制(10,000リットル)及び防波板の設置義務を撤廃し、欧米と同様、大型タンクコンテナでの輸送を可能とする。 | 要望等 | | 措置 | |
| 21石油製品の輸出承認制度 (経済産業省) | 石油製品輸出に係る個別申請・承認制度については、緊急時対応のための体制を整備の上、平時においては石油製品を輸出承認制度の対象から外す。 【輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成13年政令第335号)】 | 計画・基準2 | 措置済 (1月施行) | | |
| 22ワインの輸入時における検査の省略 (厚生労働省) | 輸出国の検査機関を公的検査機関として登録することにより、ワインの輸入時における検査を省略する。 | 要望等 | | 措置 | |
| 23輸出入及び港湾関連手続 (財務省、法務省、厚生労働省) | 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構 | 重点・運輸(6) | 検討・調整 | 検討・調整 | 出来るだけ早い時期に運用開始 |

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|--|---|-----------|---------------------------------|-----------------|--|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) ＜運輸の再掲＞ | 築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度のできるだけ早い時期に運用開始する。 | | | | |
| 24輸出入及び港湾諸手続の電子化、ワンストップサービス化 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) ＜ITの再掲＞ | 輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。 さらに、通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム(仮称)についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。 なお、平成15年度までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。 | 計画・基準2 | 検討・調整 (検討体制整備済) 一部措置済 | 検討・調整 措置 | 出来るだけ早い時期に運用開始 15年度までに検討・結論 |
| 25執務時間外の貨物の積卸しに係る許可制から届出制への移行 (財務省) | 税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制を届出制にする。 【関税定率法等の一部を改正する法律(平成13年法律第21号)】 | 計画・基準2 | 措置済 (4月施行) | | |
| 26執務時間外の貨物の積卸しに係る許可手数料の廃止 (財務省) | 税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可手数料を廃止する。 【関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成13年政令第153号)】 | 計画・基準2 | 措置済 (4月施行) | | |

| 事項名 | 措置内容 | 当初計画等との関係 | 実施予定時期 | | |
|--|---|-----------|---------------|--------|--------|
| | | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 27執務時間外の貨物の搬出入等に係る届出制の廃止 (財務省) | 税関の執務時間外における保税地域への貨物の搬出入等に係る届出制を廃止する。 【関税定率法等の一部を改正する法律(平成13年法律第21号)】 | 計画・基準2 | 措置済 (4月施行) | | |
| 28航空輸出貨物における予備審査制の導入 (財務省) | 航空輸出貨物について、輸出申告関係書類をあらかじめ税関に提出し、税関における書類審査を事前に受けることができる予備審査制を導入する。 【平成13年関税局長通達】 | 計画・基準2 | 措置済 (4月施行) | | |
| 29仕入書に代わる書類として提出を認める社内帳票等の取扱い (財務省) | 輸入申告において、仕入書に代わる書類として社内帳票等の提出を認める基準額(課税価格の合計額が10万円以下)を拡大する。 【平成13年関税局長通達】 | 計画・基準2 | 措置済 (4月施行) | | |